

【新型コロナウイルスの職域接種に関する相談窓口の設置について】

<https://www.chugoku.meti.go.jp/disaster/covid-19/210604.html>

1. 新型コロナワクチンの職域接種について

現在、政府においては、新型コロナワクチンの接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、6月21日から、企業等において、職域単位でワクチン接種（職域接種）を開始することを可能としています。

2. 相談窓口の設置

今般、経済産業省を含む関係省庁において、新型コロナワクチンの職域接種に関する御相談に応じるため、業界ごとの相談窓口を設置しましたので、お知らせいたします。

また、特に、中小企業を含む地域の企業における職域接種を推進するためのサポート体制を構築するため、中国経済産業局においても、相談窓口を設置いたしましたので、職域接種の実施をご希望される場合は、当相談窓口までお問合せください。

<参考（職域接種の概要）>

- ・モデルナ社製ワクチン
- ・医療従事者、会場を職域（企業・大学等）が自ら確保
- ・企業単独実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同実施、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施することも可能
- ・同一接種会場で2千回（1千人×2回接種）程度の接種を基本とする
- ・接種費用は予防接種法に基づき支給

お問合せ先

中国経済産業局 総務企画部 総務課

TEL：082-224-5615